

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 平成28年11月18日(金)  
午前10時～午後0時5分  
午後1時10分～午後2時40分
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 市長、教育長  
総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山稔、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘、教育子ども未来部長 長谷川忍  
行政課長 中村定秋、市民窓口課長 近藤玲子、商工農政課長 伊藤新治、学校教育課長 石川文子
- 6 事務局出席者 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤頭
- 7 議長あいさつ
- 8 市長あいさつ
- 9 報告事項
- (1) 一部事務組合議会の経過報告
- ①小牧岩倉衛生組合議会  
塚本議員：資料に基づき説明  
質疑なし
- ②愛北広域事務組合議会  
木村議員：資料に基づき説明  
質疑なし
- (2) 執行機関からの報告
- ①12月定例会に提出予定の議案について  
各部長：資料に基づき説明  
宮川議員：桜まつりの日程について、過去の市長答弁で、桜の時期に合わせて桜まつり期間を動かすのは、準備の混乱を招くので、4月1日から10日までに固定すると答弁されている。方針変更を事前に議会への説明なく話されたことに違和感を憶えるがどうか。  
建設部長：まだ実行委員会にも諮っていない。市としては、開催期間を31日の金曜日に1日前倒しすることで、桜まつりを来場者に楽しんでもらえればという考えである。実行委員会へ前倒しを提案したいと思い、この場で説明させていただいた。  
宮川議員：部長の説明は理解できる。それに対する是非をこの場で協議するものではない。予算説明前に趣旨を説明するのが順序ではないかと考える。  
塚本議員：開催日程の決定について期限はいつか。

建設部長：12月に事務担当者間で打合せを行いポスター等の印刷物が間に合うように日程を固めていく。事前の実行委員会を12月中頃に行い、正式な実行委員会を2月に実施している。

鈴木議員：桜まつり開催期間に係る大野議員の一般質問に対する答弁として、4月1日から10日までという期間は市民に説明しており、この期間は変えられないと発言があったと記憶しているが果たして市民の了解を経て今後進めていけるのか。

建設部長：現段階で商工会事務局とも期間についての話を詰めていない。市としては市民から様々な意見をもらい、実行委員会の大半の委員からも柔軟な日程を組むような意見が出ている。1日前倒しを考えているが結果どうなるのか現時点ではわからない。今回の予算の補正については、期間の前倒しによるところではなく、来年4月の祭り期間中に土日を2回迎えることから来場者の安全確保の面から増額させていただきたいという趣旨である。

大野議員：岩倉市総合体育文化センターの指定管理者の指定について、指定管理者である埼玉県日本環境マネジメント株式会社についてわからない。プロポーザルの経過もわからないので説明資料を求めたい。

須藤議長：資料は配られた。

大野議員：説明がなく資料のみではわからない。

堀議員：選定委員会という市の内部組織があるが、可能な限り詳細な記録を資料として説明いただくのがよいと考えるがどうか。

教育こども未来部長：選定内容は議事録での確認となるが、点数表はホームページにおいて公開している。どのような内容の資料が必要か。

堀議員：審議できるもの。

教育こども未来部長：会社の概要のことか。

黒川議員：執行機関はどんな資料を提示すればよいか尋ねているのであるから、必要な資料を明確に伝えたらどうか。執行機関も困るのではないか。

宮川議員：議案質疑で扱うのか委員会で扱うのか、いずれにせよ審議できるような基礎的資料は準備してほしい。

須藤議長：請求内容を明確にするように。

大野議員：レターケースへ資料を入れておくのみで、説明がないというのはやめてもらいたい。資料だけではわからない部分がある。

教育こども未来部長：点数表は公開しているが、プロポーザルの内容については非公開と考えている。また、提案資料は膨大なものとなる。

木村議員：資料をレターケースへ入れるということに違和感がある。議長に

申し出て協議会で取り扱う旨の相談が必要でないか。資料を見れば議員も疑問を感じ、質問事項もいくつか出てくる。その点において説明いただくような配慮がほしかった。

堀議員：資料については過去に本会議においてもお願いをした。人事案件の履歴書について、新規ではなく継続の案件であるならば、各委員の属する委員会議事録をホームページから確認してくださいという執行機関の姿勢と思われる。つまり人権擁護委員の任期における委員会議事録であれば全てホームページから確認できるという解釈でよいか。それを議員自身が個々で確かめて判断するという執行機関の姿勢でよいか。

総務部長：こういった質問に対して答える場と解釈してもよいのか。6月定例会における人事案件の質疑のなか、市長が答えているが、議会として必要な資料の内容を取りまとめて提示してもらえれば、市はそれに応える用意はある、ただし今日までそのような提示はないから従来のもと同様のものを提出させていただいた。

堀議員：そのことは知っている。知った上で、議員個々が特別職の職員で非常勤のものをつぶさに知っているわけではない。この資料が適切かと判断するとき、議会が提示していないから従来のものでよいという考えはどうかと思うがどうか。

総務部長：資料内容の変更が必要であるならば、その内容を提示してほしいと伝えている。しかしながら何も受けていない。

堀議員：言わなければ何も改善しないという姿勢か。

総務部長：議会全体としての意見をいただきたいと申し述べた。

堀議員：以前は私の個人的な意見であった。しかし今回も同様の資料を提出された点について、この資料が適切なものと執行機関は判断しているのか。議会としての意見や個人の意見はさておき、この資料が判断するに当たっての適切な内容の資料なのかを聞きたい。

総務部長：繰り返しになるが、議会として意見をまとめていただいて、資料内容を提案していただければ検討することもできるが、それがなかったから検討することもできず、今回は同様の資料とした。

宮川議員：正式な議案として上程されるのは12月2日である。しかしながら、その日に上程議案を初めて知って、短期間のうちに全ての議案に対する質疑等を熟考するには無理があるので、予め全員協議会で議案説明をいただいている。上程議案を把握するのもこの全員協議会が初めてであって、この全員協議会から始まるといえる。本日いただいた資料について意見があれば、本日から初めて発信していくものと私は考えるがどうか。

堀議員：条例の制定や一部改正に係る議案資料は細かな資料である。それと比べて人事案件資料はそこまでではない。資料として必要最低限の内容ではないと主張している。審査すべき資料ではない。

須藤議長：この場で資料の在り方を諮るのか。

黒川議員：議員が意見をまちまちに、この場で資料を要求するというのはどうか、こういった資料が必要だと資料要求も活用しながら個々に求めればよいのではないか。もし議会として資料の内容について変更を求めていくのであれば、議会運営委員会で資料内容を議論し、議長名で資料内容を求めるべきでないか。

相原副議長：全員協議会での議案説明は執行機関からの説明が主で、より細かな説明が必要であるならば各会派で説明を求めるのではなかったか。

大野議員：各委員の資料を見れば委員の顔が浮かぶ。しかし1期目の議員だと顔が浮かばない場合もあると考えられる。顔写真を付けてはどうか。

木村議員：まだ協議事項があるので、議会として意見をまとめて執行機関に返すということでしょうか。

須藤議長：会派で意見があるならば会派ごとにまとめて執行機関へ返すこととする。

## ②シティプロモーション事業について

商工農政課長：資料に基づき説明

総務部長：12月1日の市制記念式典にてシティプロモーション事業の発表、45周年記念事業の映像の視聴、ホームページリニューアルの発表を行う。

質疑なし

## ③岩倉市いじめ防止基本方針について

学校教育課長：資料に基づき説明

大野議員：条例の上程とともに基本方針を説明されたが、事前に厚生・文教常任委員会協議会において説明されているか。これは方針案の段階なのか、完成したものを条例とともにいきなり提出したのか。

学校教育課長：基本方針案を昨年度末の平成28年3月の厚生・文教常任委員会協議会において、パブリックコメント実施前に説明している。

大野議員：近隣市町は平成28年3月に基本方針を策定しているが岩倉市はなぜ半年以上遅れているのか。

学校教育課長：各市町の策定状況は様々で、策定済みの自治体もあれば、未済の自治体もある。平成28年3月にパブリックコメントを実施した後に教育委員会の附属機関及び市長部局の附属機関の組織を設置したのであるが、各市町の状況も研究しながら調整を図っていたところ、この時期の策

定となった。

大野議員：学校のいじめ防止基本方針は策定されていると思われるがいただけるか。

学校教育課長：各学校は既に策定しており、ホームページからも確認はできる。必要であれば配布もできる。

鈴木議員：いじめ問題専門委員会といじめ問題対策連絡協議会がそれぞれ組織されていて説明があったが、いじめ問題調査委員会の説明はないか。

教育こども未来部長：いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき調査を行うために設置される委員会がいじめ問題調査委員会である。

(休憩)

#### ④岩倉市教育振興基本計画（案）について

学校教育課長：資料に基づき説明

大野議員：岩倉市教育振興基本計画を策定したならば、次期総合計画はこの計画に沿ったものとなるか。

学校教育課長：総合計画は上位の計画であるので、齟齬がないよう総合計画は策定する。

#### ⑤第2期岩倉市行政経営プランの策定方針について

行政課長：資料に基づき説明

質疑なし

#### ⑥その他

愛知県内各市における口座振替原則化等の調査結果（国民健康保険税）

市民窓口課長：資料に基づき説明

黒川議員：岩倉市の順位はわかるか。

市民窓口課長：平成27年度の口座振替率は38市中の28位、収納率は38市中の33位である。

櫻井議員：口座振替受付サービスについて、愛知北農協のみ口座振替ができない状況かと思われる。愛知北農協の口座振替サービスが可能となる目途があれば聞きたい。

市民窓口課長：サービス可能な状況にない。今後の予定の情報もない。

堀議員：口座振替率、収納率も低い状況にあるが、相関関係のわかるような資料はあるか。

市民窓口課長：持ち合わせていない。口座振替率が高いから収納率も高いとはいえない。何かひとつでも新たな取組をすることによって収納率を高めたいと考えている。よって口座振替原則化を進めることとした。

#### (3) その他

特になし

## 10 協議事項

議会改革について

議会改革推進協議会黒川会長：市議会講演会開催に係る説明

人事案件に係る資料について

堀議員：任期中の委員の記録について、全議員がホームページの掲載箇所を知っているわけではないので詳しい資料が必要ではないか。

木村議員：人事案件は過去から会派で詳細を聞き取っている。提案されてから本人と会うこともした。資料は今日提示されたものに対し不足があれば執行機関とやりとりして説明を受けることでどうかと思う。指定管理に関する資料は詳細なものを出してほしい。今回の資料に「プロポーザルの点数表はホームページで確認を」という一言をいれてもらえれば良かったと感じた。

教育こども未来部長：今回教育委員会委員の案件がある。委員には住所・氏名が議会で明らかになるが、ホームページ上はふせると説明している。しかしながら顔写真までは抵抗があるのではないかと考える。議事録はホームページで公開しているが、個人名に関してはふせている。自由な意見の妨げにもなるので、敢えて個人名は出さないと委員会のなかで申し合わせている。他市町の議事録は氏名を公表している場合もあるが岩倉市はふせることとしている。教育振興基本計画策定に当たる委員会も同様である。

堀議員：岩倉市の委員会に氏名を載せるようになったのは最近である。公務員である議員の責任ある発言として公表を提案し同意を得ている。特別職の職員で非常勤のものであっても、公金を報酬として支払っているのであって、会議の中で氏名が出ると自由な発言ができないというのはいかがなものか。誰の発言かわからなければ何を基準として議員が判断できるのか。

教育こども未来部長：委員が委員会中に発言した内容を資料として提示するということか。

堀議員：それでもよい。

教育こども未来部長：そのような内容の資料が必要なら議会として市側にもとめるのではなかったか。

大野議員：顔写真があったほうがよいというのは要望内容の一例である。

関戸議員：この議論は、人事案件において、委員を継続する場合の基準を市側に求めているのか、市議会側で基準を作るといふことのどちらか。

堀議員：基準を作ろうとしているのではない。執行機関側に基準があるとも思えない。そもそも基準の作りようがない。

関戸議員：委員会での発言でもって継続の可否を判断するのか。

堀議員：基準ではなく判断材料である。どの大学を卒業しているといった情報は特に必要ではなく、議事録も判断材料になり得る。もし委員が委員会の中で全く発言がなかったらどうか。

黒川議員：出欠の状況、委員会への遅刻等も判断としての材料になるのではないか。

堀議員：そのとおりである。

鈴木議員：新規の場合は判断するものがない。

堀議員：履歴書しかないが、選定したときの執行機関側の会議録からも判断できる。

大野議員：名前だけではどこの誰かもわからない場合があるが、顔を見てその人がどこの誰であるか思い出すことも多々ある。その点からも顔写真は必要でないか。

堀議員：選任の判断に顔は必要ない。その人の普段の人柄を判断するのではない。重要なのは、委員の選任を判断するに当たって、その人が委員として何をしてきたのかが重要と考える。

塚本議員：他市議会では本会議に委員が出席して議員と顔を合わせる機会がある例もある。そこで前向きな発言があればよいのではと思う。

宮川議員：塚本議員が言われるように本会議前に議員が本人とお会いすることはよいことと思う。議員個々の判断基準は違うので、議会から資料の内容を決めて提出を求めるのは無理があると感じる。現在の資料から不足するものがあれば、資料要求で求める方法もあるし、議会として最低限の内容を決めて求める方法もある。発声は議会側なので前に前に進めるべきと考える。

塚本議員：今回の議案ではないが、今後農業委員の人事案件14人分も上程される。そのことも想定して決めていかないといけない。

岩倉市総合体育文化センターの指定管理者の指定について

教育こども未来部長：資料に基づき説明

堀議員：金額によって入札数が定められてなかったか。3億円を委ねるのに2社による判断でよいのか。9社が手を挙げたが金額が安くて降りたと思われるが、より多くの会社で競わせないと不安だがその点について議論はなかったか。

堀議員：須藤議長の発言の事前審査と相原副議長の全員協議会の在り方の

発言について聞きたい。平成26年に議会運営委員会を法制化した際に話し合ったことが共通認識されていないと思われる。本会議や委員会を深堀するための多少の質問や確認事項は全て禁止ではないと決まったと理解していた。そのときの共通認識と違うと思うがどうか。

榊谷議員：議案質疑にまでは至らない程度の確認はよいということと認識している。

宮川議員：私の認識としては、国会において圧倒的多数の会派が自分たちのみで決めてしまっただけで本会議は結論ありきの形骸化はよくないという観点から、本来の意味の質問をするということで事前審査に当たらないと認識していた。もう1点は議案として上程されるか不確定な案件を深堀しすぎてしまう危険性があるので控えると記憶している。

堀議員：会派ごとに執行機関を呼んでヒアリングするという意見もあったが、会派が多ければ、その都度執行機関は呼ばれて何度も何度も説明を求められて困ることになる。全員協議会で聞くことで一度に終えることができることも以前に話したはずだ。質問を頭から事前審査と決められてしまうのはどうかと思い発言した。

#### 1 1 その他

特になし